

議案第 8 2 号

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例（平成 1 7 年板橋区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「前納」を「区長が指定する期日までに納付」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる利用申請に係る使用料の納付について適用し、同日前に行われた利用申請に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の納付に係る規定を改める必要がある。